

# 介護報酬の算定構造

## 地域密着型サービス

: 令和6年6月改定箇所

### I 指定地域密着型サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費
- 2 夜間対応型訪問介護費
- 2-2 地域密着型通所介護費
- 3 認知症対応型通所介護費
- 4 小規模多機能型居宅介護費
- 5 認知症対応型共同生活介護費
- 6 地域密着型特定施設入居者生活介護費
- 7 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- 8 複合型サービス費

### II 指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 介護予防認知症対応型通所介護費
- 2 介護予防小規模多機能型居宅介護費
- 3 介護予防認知症対応型共同生活介護費



2 夜間対応型訪問介護費

基本部分		注 高齢者虐待防止措置未実施減算	注 業務継続計画未策定減算	注 24時間通報対応加算	注 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	注 特別地域夜間対応型訪問介護加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
イ 夜間対応型訪問介護費(Ⅰ)	基本夜間対応型訪問介護費 (1月につき 989単位)	-1/100	-1/100	1月につき 610単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90/100	+15/100	+10/100	+5/100
	定期巡回サービス費 (1回につき 372単位)							
	随時訪問サービス費(Ⅰ) (1回につき 567単位)							
	随時訪問サービス費(Ⅱ) (1回につき 764単位)							
ロ 夜間対応型訪問介護費(Ⅱ) (1月につき 2,702単位)					事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合 ×85/100			
ハ 認知症専門ケア加算	(1)イを算定する場合(基本夜間対応型訪問介護費を除く)	(一)認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき +3単位)	(一)認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき +4単位)	(一)認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1月につき +90単位)	(二)認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1月につき +120単位)			
		(二)認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき +4単位)						
	(2)ロを算定する場合	(一)認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1月につき +90単位)	(一)サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1月につき +154単位)	(二)サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき +126単位)	(三)サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1月につき +42単位)			
		(二)認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1月につき +120単位)						
(三)サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1月につき +42単位)								
ニ サービス提供体制強化加算	(1)イを算定する場合(基本夜間対応型訪問介護費を除く)	(一)サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1回につき +22単位)	(二)サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1回につき +18単位)	(三)サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1回につき +6単位)				
		(二)サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1回につき +18単位)						
		(三)サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1回につき +6単位)						
	(2)ロを算定する場合	(一)サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1月につき +154単位)	(二)サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき +126単位)	(三)サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1月につき +42単位)				
		(二)サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき +126単位)						
		(三)サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1月につき +42単位)						
ホ 介護職員等処遇改善加算	(1) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×245/1000)	注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計						
	(2) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×224/1000)							
	(3) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×182/1000)							
	(4) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +所定単位×145/1000)							
	(一)介護職員等処遇改善加算(V)(1) (1月につき +所定単位×221/1000)							
	(二)介護職員等処遇改善加算(V)(2) (1月につき +所定単位×208/1000)							
	(三)介護職員等処遇改善加算(V)(3) (1月につき +所定単位×200/1000)							
	(四)介護職員等処遇改善加算(V)(4) (1月につき +所定単位×187/1000)							
	(五)介護職員等処遇改善加算(V)(5) (1月につき +所定単位×184/1000)							
	(六)介護職員等処遇改善加算(V)(6) (1月につき +所定単位×163/1000)							
	(七)介護職員等処遇改善加算(V)(7) (1月につき +所定単位×163/1000)							
	(八)介護職員等処遇改善加算(V)(8) (1月につき +所定単位×158/1000)							
	(九)介護職員等処遇改善加算(V)(9) (1月につき +所定単位×142/1000)							
	(十)介護職員等処遇改善加算(V)(10) (1月につき +所定単位×139/1000)							
(十一)介護職員等処遇改善加算(V)(11) (1月につき +所定単位×121/1000)								
(十二)介護職員等処遇改善加算(V)(12) (1月につき +所定単位×118/1000)								
(十三)介護職員等処遇改善加算(V)(13) (1月につき +所定単位×100/1000)								
(十四)介護職員等処遇改善加算(V)(14) (1月につき +所定単位×76/1000)								

：「特別地域夜間対応型訪問介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員等処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目  
「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入

※ 業務継続計画未策定減算については令和7年4月1日から適用する。

※ 介護職員等処遇改善加算(V)については、令和7年3月31日まで算定可能。





4 小規模多機能型居宅介護費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注	注	注		
			身体拘束止未実施減算	高齢者虐待防止措置未実施減算	業務継続計画未策定減算	登録者数が登録定員を超える場合又はは	従業者の員数が基準に満たない場合	過少サービスに対する減算	特別地域小規模多機能型居宅介護加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		
イ 小規模多機能型居宅介護費 (1月につき)	(1) 同一建物に居住する者以外者に 対して行う場合	要介護1 ( 10,458 単位)	-1/100	-1/100	-1/100	×70/100	×70/100	×70/100	+15/100		+5/100		
		要介護2 ( 15,370 単位)											
		要介護3 ( 22,359 単位)											
		要介護4 ( 24,677 単位)											
		要介護5 ( 27,209 単位)											
	(2) 同一建物に居住する者に対して 行う場合	要介護1 ( 8,423 単位)											
		要介護2 ( 13,849 単位)											
		要介護3 ( 20,144 単位)											
		要介護4 ( 22,233 単位)											
		要介護5 ( 24,516 単位)											
ロ 短期利用居宅介護費(1日につき)	要介護1 ( 572 単位)												
	要介護2 ( 640 単位)												
	要介護3 ( 709 単位)												
	要介護4 ( 777 単位)												
	要介護5 ( 843 単位)												
ハ 初算加算 (イを算定する場合のみ算定) (1日につき 30単位を加算)													
ニ 認知症加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症加算(Ⅰ)	(1月につき 920単位を加算)											
	(2) 認知症加算(Ⅱ)	(1月につき 890単位を加算)											
	(3) 認知症加算(Ⅲ)	(1月につき 760単位を加算)											
	(4) 認知症加算(Ⅳ)	(1月につき 460単位を加算)											
ホ 認知症行動・心理症状緊急対応加算(イを算定する場合のみ算定) (1日につき 200単位を加算(7日間の重複))													
ヘ 若年性認知症利用者受入加算 (イを算定する場合のみ算定) (1月につき 800単位を加算)													
ト 看護職員配置加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 看護職員配置加算(Ⅰ)	(1月につき 900単位を加算)											
	(2) 看護職員配置加算(Ⅱ)	(1月につき 700単位を加算)											
	(3) 看護職員配置加算(Ⅲ)	(1月につき 480単位を加算)											
チ 看取り連携体制加算 (イを算定する場合のみ算定) (1日につき 64単位を加算)													
リ 訪問体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定) (1月につき 1,000単位を加算)													
ヌ 総合マネジメント体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 総合マネジメント体制強化加算(Ⅰ)	(1月につき 1,200単位を加算)											
	(2) 総合マネジメント体制強化加算(Ⅱ)	(1月につき 800単位を加算)											
ル 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ)	(1月につき +100単位)											
	(2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ)	(1月につき +200単位)											
ヲ ロ 認知・栄養スクリーニング加算(イを算定する場合のみ算定) (1回につき 20単位を加算(6月に1回を1回))													
リ 科学的介護推進体制加算 (イを算定する場合のみ算定) (1月につき 40単位を加算)													
ハ 生産性向上推進体制加算	(1) 生産性向上推進体制加算(Ⅰ)	(1月につき 100単位を加算)											
	(2) 生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	(1月につき 10単位を加算)											
ニ サービス提供体制強化加算	(1) イを算定している場合	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	(1月につき 760単位を加算)										
		(二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	(1月につき 640単位を加算)										
	(2) ロを算定している場合	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	(1日につき 25単位を加算)										
		(二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	(1日につき 21単位を加算)										
ニ サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 12単位を加算)													
ホ 介護職員処遇改善加算		介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位数×149/10000)											
		介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位数×146/10000)											
		介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位数×134/10000)											
		介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +所定単位数×106/10000)											
		介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +所定単位数×130/10000)											
		介護職員処遇改善加算(Ⅵ) (1月につき +所定単位数×121/10000)											
		介護職員処遇改善加算(Ⅶ) (1月につき +所定単位数×129/10000)											
		介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1月につき +所定単位数×118/10000)											
		介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1月につき +所定単位数×103/10000)											
		介護職員処遇改善加算(Ⅸ) (1月につき +所定単位数×101/10000)											
		介護職員処遇改善加算(Ⅹ) (1月につき +所定単位数×88/10000)											
		介護職員処遇改善加算(Ⅺ) (1月につき +所定単位数×117/10000)											
		介護職員処遇改善加算(Ⅻ) (1月につき +所定単位数×110/10000)											
		介護職員処遇改善加算(Ⅻ) (1月につき +所定単位数×71/10000)											
		介護職員処遇改善加算(Ⅼ) (1月につき +所定単位数×86/10000)											
		介護職員処遇改善加算(Ⅼ) (1月につき +所定単位数×73/10000)											
		介護職員処遇改善加算(Ⅽ) (1月につき +所定単位数×66/10000)											
		ニ サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 12単位を加算)											

※ イ(2)を算定する場合は、支給限度基準額の算定の際、イ(1)の単位数を算入  
 ※ 身体拘束止未実施減算については令和7年4月1日から適用する。  
 ※ 業務継続計画未策定減算については、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用しない。  
 ※ 特別地域小規模多機能型居宅介護加算、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「訪問体制強化加算」、「総合マネジメント体制強化加算」、「サービス提供体制強化加算」及び介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

5 認知症対応型共同生活介護費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注	注	注		
			活動を行う職員の数及び基準を満たさない場合	利用者の数が所定員を超える場合	介護従業者の人数が基準に満たない場合	身体拘束禁止の実施状況	活動者虐待防止措置の実施状況	業務継続計画の実施状況	3ユニットで夜間を行う職員の数等を2人以上とする場合	夜間支援体制加算(Ⅰ)	夜間支援体制加算(Ⅱ)	認知症対応型共同生活介護費	若年性認知症利用者実入加算
イ 認知症対応型共同生活介護費 (1日につき)	(1) 認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ)	要介護1 ( 765 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	-10/100			1日につき -50単位	1日につき +50単位			1日につき +120単位
		要介護2 ( 801 単位)											
要介護3 ( 824 単位)													
要介護4 ( 841 単位)													
要介護5 ( 859 単位)													
要介護1 ( 753 単位)													
要介護2 ( 788 単位)													
要介護3 ( 813 単位)													
要介護4 ( 828 単位)													
要介護5 ( 845 単位)													
ロ 短期利用認知症対応型共同生活介護費 (1日につき)※	(1) 短期利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ)	要介護1 ( 792 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	-1/100			1日につき -50単位	1日につき +50単位			1日につき +200単位 (7日限を 限度)
		要介護2 ( 829 単位)											
要介護3 ( 854 単位)													
要介護4 ( 870 単位)													
要介護5 ( 887 単位)													
要介護1 ( 781 単位)													
要介護2 ( 817 単位)													
要介護3 ( 841 単位)													
要介護4 ( 859 単位)													
要介護5 ( 874 単位)													
注 入院時費用			利用者が病院又は診療所への入院を要した場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき246単位を算定										
注 看取り介護加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 死亡日前31日以上45日以下	(1日につき 72単位を加算)											
	(2) 死亡日前4日以上30日以下	(1日につき 144単位を加算)											
	(3) 死亡日前2日又は3日	(1日につき 680単位を加算)											
	(4) 死亡日	(1日につき 1,280単位を加算)											
ハ 初期加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1日につき 30単位を加算)												
ニ 協力医療機関連携加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 相談・診療を行う体制を両院確保している協力医療機関と連携している場合	(1月につき 100単位を加算)											
	(2) 上記以外の協力医療機関と連携している場合	(1月につき 40単位を加算)											
ホ 医療連携体制加算	(1) 医療連携体制加算Ⅰ(イ)	(1日につき 57単位を加算)											
	(2) 医療連携体制加算Ⅰ(ロ)	(1日につき 47単位を加算)											
	(3) 医療連携体制加算Ⅰ(ハ)	(1日につき 37単位を加算)											
	(4) 医療連携体制加算Ⅱ	(1日につき 5単位を加算)											
ヘ 通院時情報提供加算 (イを算定する場合のみ算定)	(250単位を加算)												
ト 遠隔地相談加算 (イを算定する場合のみ算定)	(400単位を加算(利用者1人につき1回を限度))												
チ 認知症専門ケア加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ)	(1日につき 3単位を加算)											
	(2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ)	(1日につき 4単位を加算)											
リ 認知症チームケア推進加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症チームケア推進加算(Ⅰ)	(1月につき 150単位を加算)											
	(2) 認知症チームケア推進加算(Ⅱ)	(1月につき 120単位を加算)											
ヌ 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ)	(1月につき 100単位を加算)											
	(2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ)	(1月につき 200単位を加算)											
ル 栄養管理体制加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1月につき +30単位を加算)												
ロ 口腔衛生管理体制加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1月につき 30単位を加算)												
ワ ロビ(栄養スクリーニング)加算(イを算定する場合のみ算定)	(1回につき 20単位を加算(6月に1回を限度))												
リ 科学的介護連携体制加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1月につき 40単位を加算)												
ヨ 高齢者施設等感染対策向上加算	(1) 高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)	(1月につき 10単位を加算)											
	(2) 高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ)	(1月につき 5単位を加算)											
タ 新興感染症等施設稼働費	(1月に1回、連続す65日を限度として 240単位を算定)												
レ 生産性向上推進体制加算	(1) 生産性向上推進体制加算(Ⅰ)	(1月につき 100単位を加算)											
	(2) 生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	(1月につき 10単位を加算)											
ソ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	(1日につき 22単位を加算)											
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	(1日につき 18単位を加算)											
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	(1日につき 6単位を加算)											
セ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1日につき、所定単位数×186/1000)											
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1日につき、所定単位数×178/1000)											
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1日につき、所定単位数×155/1000)											
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(1日につき、所定単位数×125/1000)											
	(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(1日につき、所定単位数×183/1000)											
	(6) 介護職員処遇改善加算(Ⅵ)	(1日につき、所定単位数×166/1000)											
	(7) 介護職員処遇改善加算(Ⅶ)	(1日につき、所定単位数×155/1000)											
	(8) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ)	(1日につき、所定単位数×148/1000)											
	(9) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ)	(1日につき、所定単位数×133/1000)											
	(10) 介護職員処遇改善加算(Ⅸ)	(1日につき、所定単位数×125/1000)											
	(11) 介護職員処遇改善加算(Ⅹ)	(1日につき、所定単位数×122/1000)											
	(12) 介護職員処遇改善加算(Ⅹ)	(1日につき、所定単位数×132/1000)											
	(13) 介護職員処遇改善加算(Ⅺ)	(1日につき、所定単位数×119/1000)											
	(14) 介護職員処遇改善加算(Ⅺ)	(1日につき、所定単位数×97/1000)											
	(15) 介護職員処遇改善加算(Ⅻ)	(1日につき、所定単位数×102/1000)											
<p>※ 短期利用認知症対応型共同生活介護費は、区分天給限度基準額に含まれる。</p> <p>※ 身体拘束禁止の実施状況については、0を算定する場合は、令和7年1月1日から適用する。</p> <p>※ 業務継続計画未実施減算については、感染症の予防及び発生拡大の防止のための強制的な強制的な措置及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用しない。</p> <p>※ 介護職員処遇改善加算(Ⅶ)については、令和7年3月31日まで算定可能。</p>													







8 複合型サービス費

基本部分	注		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注
	登録者数が登録定員を超える場合又は	従業員数の員数が標準に満たない場合	身体拘束禁止未実施減算	高齢者虐待防止措置未実施減算	業務統計計画未実施減算	減少サービスに対する減算	サライド体制未実施減算	特別地域看護小規模多機能型居宅介護施設加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	訪問看護体制減算(1月につき)	末期の重症患者等により医療保険の訪問看護が行われる場合の減算(1月につき)	特別の指示により機関に医療保険の訪問看護が行われる場合の減算(1月につき)	特別の指示により機関に医療保険の訪問看護が行われる場合の減算(1月につき)
イ 看護小規模多機能型居宅介護費(1月につき)	(1) 同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合 要介護1(12,447単位) 要介護2(17,415単位) 要介護3(24,681単位) 要介護4(27,766単位) 要介護5(31,408単位)												
	(2) 同一建物に居住する者に対して行う場合 要介護1(11,214単位) 要介護2(15,531単位) 要介護3(22,057単位) 要介護4(25,017単位) 要介護5(28,289単位)	×70/100	×70/100	-1/100	-1/100	-1/100	×70/100	×97/100	+15/100			+10/100	+5/100
ロ 短期利用居宅介護費(1日につき)	要介護2(638単位) 要介護3(796単位) 要介護4(773単位) 要介護5(839単位)												
ハ 初期加算(イを算定する場合のみ算定)(1日につき30単位を加算)													
ニ 認知加算(イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知加算(Ⅰ)(1月につき920単位を加算) (2) 認知加算(Ⅱ)(1月につき890単位を加算) (3) 認知加算(Ⅲ)(1月につき760単位を加算) (4) 認知加算(Ⅳ)(1月につき460単位を加算)												
ホ 認知行動・心理定常状態対応加算(ロを算定する場合のみ算定)(1日につき200単位を加算(7日間で限度))													
ヘ 看護情報システム利用費入加算(イを算定する場合のみ算定)(1月につき800単位を加算)													
ト 栄養アセスメント加算(イを算定する場合のみ算定)(1月につき50単位を加算)													
チ 栄養改善加算(イを算定する場合のみ算定)(1日につき200単位を加算(1月に2回を限度))													
リ 口腔栄養スクリーニング加算(イを算定する場合のみ算定)	(1) 口腔栄養スクリーニング加算(Ⅰ)(1回につき20単位を加算(8月に1回を限度)) (2) 口腔栄養スクリーニング加算(Ⅱ)(1回につき5単位を加算(8月に1回を限度))												
ロ 口腔機能向上加算(イを算定する場合のみ算定)	(1) 口腔機能向上加算(Ⅰ)(1回につき+150単位(月2回を限度)) (2) 口腔機能向上加算(Ⅱ)(1回につき+160単位(月2回を限度))												
ル 通院時共同指導加算(イを算定する場合のみ算定)(1回につき600単位を加算)													
イ 緊急時対応加算(イを算定する場合のみ算定)(1月につき774単位を加算)													
カ 特別管理加算(イを算定する場合のみ算定)	(1) 特別管理加算(Ⅰ)(1月につき500単位を加算) (2) 特別管理加算(Ⅱ)(1月につき250単位を加算)												
キ 専門管理加算(イを算定する場合のみ算定)	(1月につき250単位を加算)												
ク サイマルケア加算(イを算定する場合のみ算定)	(1月につき2,500単位を加算)												
コ 遠隔型訪問看護加算(イを算定する場合のみ算定)(150単位を加算)													
カ 看護体制強化加算(イを算定する場合のみ算定)	(1) 看護体制強化加算(Ⅰ)(1月につき3,000単位を加算) (2) 看護体制強化加算(Ⅱ)(1月につき500単位を加算)												
キ 訪問体制強化加算(イを算定する場合のみ算定)	(1月につき1,000単位を加算)												
ク 総合マネジメント体制強化加算(イを算定する場合のみ算定)	(1) 総合マネジメント体制強化加算(Ⅰ)(1月につき200単位を加算) (2) 総合マネジメント体制強化加算(Ⅱ)(1月につき800単位を加算)												
カ 看護マネジメント加算(イを算定する場合のみ算定)	(1) 看護マネジメント加算(Ⅰ)(1月につき3単位を加算) (2) 看護マネジメント加算(Ⅱ)(1月につき13単位を加算)												
キ 接せつ支援加算(イを算定する場合のみ算定)	(1) 接せつ支援加算(Ⅰ)(1月につき10単位を加算) (2) 接せつ支援加算(Ⅱ)(1月につき15単位を加算) (3) 接せつ支援加算(Ⅲ)(1月につき20単位を加算)												
ク 科学的介護推進体制加算(イを算定する場合のみ算定)(1月につき40単位を加算)													
カ 生産性向上推進体制加算	(1) 生産性向上推進体制加算(Ⅰ)(1月につき100単位を加算) (2) 生産性向上推進体制加算(Ⅱ)(1月につき10単位を加算)												
サービス提供体制強化加算	(1) イを算定している場合 (一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)(1月につき750単位を加算) (二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)(1月につき640単位を加算) (三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)(1月につき250単位を加算) (2) ロを算定している場合 (一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)(1月につき25単位を加算) (二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)(1月につき21単位を加算) (三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)(1月につき12単位を加算)												
イ 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	(1) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)(1月につき149/1000) (2) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)(1月につき149/1000) (3) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)(1月につき134/1000) (4) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)(1月につき106/1000) (5) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1月につき116/1000) (6) 介護職員等処遇改善加算(Ⅵ)(1月につき101/1000) (7) 介護職員等処遇改善加算(Ⅶ)(1月につき85/1000) (8) 介護職員等処遇改善加算(Ⅷ)(1月につき85/1000) (9) 介護職員等処遇改善加算(Ⅷ)(1月につき85/1000) (10) 介護職員等処遇改善加算(Ⅷ)(1月につき85/1000) (11) 介護職員等処遇改善加算(Ⅷ)(1月につき85/1000) (12) 介護職員等処遇改善加算(Ⅷ)(1月につき85/1000) (13) 介護職員等処遇改善加算(Ⅷ)(1月につき85/1000) (14) 介護職員等処遇改善加算(Ⅷ)(1月につき85/1000) (15) 介護職員等処遇改善加算(Ⅷ)(1月につき85/1000) (16) 介護職員等処遇改善加算(Ⅷ)(1月につき85/1000) (17) 介護職員等処遇改善加算(Ⅷ)(1月につき85/1000) (18) 介護職員等処遇改善加算(Ⅷ)(1月につき85/1000) (19) 介護職員等処遇改善加算(Ⅷ)(1月につき85/1000) (20) 介護職員等処遇改善加算(Ⅷ)(1月につき85/1000)												
イ 特別地域看護小規模多機能型居宅介護加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、緊急時訪問看護加算、特別管理加算、サイマルケア加算、看護体制強化加算、訪問体制強化加算、総合マネジメント体制強化加算、サービス提供体制強化加算及び介護職員等処遇改善加算													

※ イ(2)を算定する場合は、支給限度基準額の算定の際、イ(1)の単位数を算入  
 ※ 身体拘束禁止未実施減算については令和7年4月1日より適用する。  
 ※ 業務統計計画未実施減算については、感染症の予防及び蔓延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの期間適用しない。  
 ※ 介護職員等処遇改善加算(Ⅶ)については、令和7年3月31日まで算定可能。



2 介護予防小規模多機能型居宅介護費

基本部分		注		注	注	注	注	注	注		
		登録者数が定員数を超える場合	定員者の員数が基準を満たさない場合	身体拘束防止未実施減算	高齢者虐待防止措置未実施減算	業務継続計画未策定減算	過少サービスに対する減算	特別地域介護予防小規模多機能型居宅介護加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	
イ 介護予防小規模多機能型居宅介護費(1月につき)	(1) 同一建物に居住する者以外に対して行う場合	要支援1 ( 3,450 単位)									
	(2) 同一建物に居住する者に対して行う場合	要支援2 ( 6,972 単位)	×70/100	×70/100	-1/100	-1/100	-1/100	×70/100	+15/100	+5/100	
ロ 介護予防短期利用居宅介護費(1日につき)		要支援1 ( 424 単位)									
		要支援2 ( 531 単位)									
ハ 初期加算 (イを算定する場合のみ算定)		1日につき 30単位を加算)									
ニ 認知症行動・心理症状緊急対応加算(ロを算定する場合のみ算定)		(1日につき 200単位を加算(7日限を限度))									
ホ 若年性認知症利用者受入加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1月につき 450単位を加算)									
ヘ 総合マネジメント体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1) 総合マネジメント体制強化加算(Ⅰ) (1月につき 1,200単位を加算) (2) 総合マネジメント体制強化加算(Ⅱ) (1月につき 800単位を加算)									
ト 生活機能向上連携加算		(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ) (1月につき +100単位) (2)生活機能向上連携加算(Ⅱ) (1月につき +200単位)									
チ 口腔・栄養スクリーニング加算(イを算定する場合のみ算定)		(1回につき 20単位を加算(6月に1回を限度))									
リ 科学的介護推進体制加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1月につき 40単位を加算)									
ヌ 生産性向上推進体制加算		(1)生産性向上推進体制加算(Ⅰ) (1月につき 100単位を加算) (2)生産性向上推進体制加算(Ⅱ) (1月につき 10単位を加算)									
ル サービス提供体制強化加算		(1) イを算定している場合 (2) ロを算定している場合		(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1月につき 750単位を加算) (二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき 640単位を加算) (三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1月につき 350単位を加算) (一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 25単位を加算) (二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 21単位を加算) (三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 12単位を加算)							
ヲ 介護職員処遇改善加算		(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき、+所定単位数×149/1000) (2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1日につき、+所定単位数×146/1000) (3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき、+所定単位数×134/1000) (4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき、+所定単位数×106/1000) (5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1日につき、+所定単位数×137/1000) (6) 介護職員処遇改善加算(Ⅵ) (1日につき、+所定単位数×121/1000) (7) 介護職員処遇改善加算(Ⅶ) (1日につき、+所定単位数×125/1000) (8) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1日につき、+所定単位数×118/1000) (9) 介護職員処遇改善加算(Ⅷa) (1日につき、+所定単位数×101/1000) (10) 介護職員処遇改善加算(Ⅶa) (1日につき、+所定単位数×89/1000) (11) 介護職員処遇改善加算(Ⅷb) (1日につき、+所定単位数×117/1000) (12) 介護職員処遇改善加算(Ⅶb) (1日につき、+所定単位数×85/1000) (13) 介護職員処遇改善加算(Ⅷc) (1日につき、+所定単位数×71/1000) (14) 介護職員処遇改善加算(Ⅶc) (1日につき、+所定単位数×69/1000) (15) 介護職員処遇改善加算(Ⅷd) (1日につき、+所定単位数×68/1000) (16) 介護職員処遇改善加算(Ⅶd) (1日につき、+所定単位数×73/1000) (17) 介護職員処遇改善加算(Ⅷe) (1日につき、+所定単位数×56/1000)									

※ 「特別地域介護予防小規模多機能型居宅介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「総合マネジメント体制強化加算」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員等処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ イ(2)を算定する場合は、支給限度基準額の算定の際、イ(1)の単位数を算入

※ 身体拘束防止未実施減算については令和7年4月1日から適用する。

※ 業務継続計画未策定減算については、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用しない。

※ 介護職員処遇改善加算(V)については、令和7年3月31日まで算定可能。

3 介護予防認知症対応型共同生活介護費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注	注	注		
			夜勤を行う職員の数に超過した場合は	利用者の数が利用定員を超える場合は	介護従業者の人数が標準に満たない場合は	身体拘束禁止未実施減算	高齢者虐待防止措置未実施減算	業務継続計画未策定減算	3ユニットで夜勤を行う職員の人数を2人以上とする場合	夜間支援体制加算(Ⅰ)	夜間支援体制加算(Ⅱ)	認知症行動・心理症状緊急対応加算	若年性認知症利用者受入加算
イ 介護予防認知症対応型共同生活介護費	(1) 介護予防認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ)	要支援2 ( 761 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	-10/100	-1/100	-3/100	1日につき -50単位	1日につき +50単位	1日につき +25単位	1日につき +200単位 (7日額を 原簿)	1日につき +120単位
	(2) 介護予防認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)	要支援2 ( 749 単位)											
ロ 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費※	(1) 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ)	要支援2 ( 789 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	-10/100	-1/100	-3/100	1日につき -50単位	1日につき +50単位	1日につき +25単位	1日につき +200単位 (7日額を 原簿)	1日につき +120単位
	(2) 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)	要支援2 ( 777 単位)											
注 入院時費用			利用者が病院又は診療所への入院を要した場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき246単位を算定										
ハ 初期加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1日につき 30単位を加算)										
ニ 遠隔時情報提供加算 (イを算定する場合のみ算定)			(250単位を加算)										
ホ 遠隔時相談援助加算 (イを算定する場合のみ算定)			(400単位を加算(利用者1人につき1回を限度))										
ヘ 認知症専門ケア加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算) (2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)										
ト 認知症チームケア推進加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1) 認知症チームケア推進加算(Ⅰ) (1月につき 150単位を加算) (2) 認知症チームケア推進加算(Ⅱ) (1月につき 120単位を加算)										
チ 生活機能向上連携加算			(1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ) (1月につき 100単位を加算) (2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ) (1月につき 200単位を加算)										
リ 栄養管理体制加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1月につき +30単位を加算)										
ヌ 口腔衛生管理体制加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1月につき 30単位を加算)										
ル 口腔・栄養スクリーニング加算(イを算定する場合のみ算定)			(1回につき 20単位を加算(6月に1回を限度))										
サ 科学的介護推進体制加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1月につき 40単位を加算)										
ワ 高齢者施設等感染対策向上加算			(1) 高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ) (1月につき 10単位を加算) (2) 高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ) (1月につき 5単位を加算)										
カ 新興感染症等施設療養費			(1月に1回、連続する5日を限度として 240単位を算定)										
ヨ 生産性向上推進体制加算			(1) 生産性向上推進体制加算(Ⅰ) (1月につき 100単位を加算) (2) 生産性向上推進体制加算(Ⅱ) (1月につき 10単位を加算)										
タ サービス提供体制強化加算			(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 22単位を加算) (2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 18単位を加算) (3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)										
ヒ 介護職員等処遇改善加算			注 所定単位数は、イからウまでにより算定した単位数の合計										
			(1) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位数×186/1000)										
			(2) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位数×178/1000)										
			(3) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位数×155/1000)										
			(4) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +所定単位数×125/1000)										
			(一) 介護職員等処遇改善加算(V)(1) (1月につき +所定単位数×163/1000)										
			(二) 介護職員等処遇改善加算(V)(2) (1月につき +所定単位数×156/1000)										
			(三) 介護職員等処遇改善加算(V)(3) (1月につき +所定単位数×155/1000)										
			(四) 介護職員等処遇改善加算(V)(4) (1月につき +所定単位数×148/1000)										
			(五) 介護職員等処遇改善加算(V)(5) (1月につき +所定単位数×133/1000)										
			(六) 介護職員等処遇改善加算(V)(6) (1月につき +所定単位数×125/1000)										
			(七) 介護職員等処遇改善加算(V)(7) (1月につき +所定単位数×120/1000)										
			(八) 介護職員等処遇改善加算(V)(8) (1月につき +所定単位数×132/1000)										
			(九) 介護職員等処遇改善加算(V)(9) (1月につき +所定単位数×112/1000)										
			(十) 介護職員等処遇改善加算(V)(10) (1月につき +所定単位数×97/1000)										
			(十一) 介護職員等処遇改善加算(V)(11) (1月につき +所定単位数×102/1000)										
			(十二) 介護職員等処遇改善加算(V)(12) (1月につき +所定単位数×89/1000)										
			(十三) 介護職員等処遇改善加算(V)(13) (1月につき +所定単位数×89/1000)										
			(十四) 介護職員等処遇改善加算(V)(14) (1月につき +所定単位数×66/1000)										

※ 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費は、区分支給限度基準額に含まれる。  
 ※ 身体拘束禁止未実施減算については、ロを算定する場合は、令和7年4月1日から適用する。  
 ※ 業務継続計画未策定減算については、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用しない。  
 ※ 介護職員等処遇改善加算(V)については、令和7年3月31日まで適用可能。